

昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理規範に則り、研究倫理に関する事項について審議等を行うために昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理委員会（以下、委員会という）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の職務を行う。

- (1) 研究倫理規範および研究倫理規程の運用、解釈に関すること
- (2) 研究倫理規範および研究倫理規程の見直しに関すること
- (3) 研究成果有体物の情報公開または提供に関すること
- (4) 研究倫理に係る大学・短大の学長（以下、学長という）の諮問事項に関すること
- (5) 研究倫理に係る研究者に対しての指導、助言に関すること
- (6) 研究倫理規程に反する行為の調査、認定、報告に関すること
- (7) 学内外からの研究倫理に係る苦情、相談等の対応に関すること
- (8) 研究倫理に係る事項についての調査、検討に関すること
- (9) その他、研究倫理全般に関すること

(構成)

第3条 委員会の構成員は次の各号の者とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名（必要に応じて置くことができる）
- (3) 委員 若干名
- (4) 事務局責任者 1名

2 前項の他、委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(委員長)

第4条 委員長は大学・短大いずれかの専任教員（以下、専任教員という）のうちから学長が決定する。

2 委員長は委員会を統括し、委員会の議長となる。

3 委員会において審議された事項について、必要と判断した場合は、教授会に附議または報告する。

(副委員長)

第5条 委員会には必要に応じて副委員長をおくことができる。

2 副委員長の選任は、前条第1項に準ずる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局責任者)

第6条 事務局責任者は委員長と連絡し、学園運営委員会で決定された事項ならびに方針について委員会への提言・連絡を行い、また委員会での審議事項および決定事項について学園運営委員会への提言と報告を行うとともに、施策実施面での統率者となる。

(委員)

第7条 委員は専任教員および事務職員のうちから学長が決定する。

2 委員は委員会での審議事項ならびに決定事項について、所属する部会または部課への報告を行い、所属する部会等からの要請事項を委員長へ提言する。

(任期)

第8条 構成員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(招集開催)

第9条 委員会は委員長が招集し開催する。

(議事)

第10条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議の方法)

第11条 委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第12条 委員会の議事は、議事録を作成するものとする。

(守秘義務)

第13条 委員は、業務上知り得た内容について、他に漏えいしてはならない。

(事務担当)

第14条 委員会の事務は、総務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学園運営委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行に伴い、昭和音楽大学研究倫理委員会規程は廃止する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2022（令和4）年6月1日から施行する。

- 2 この規程の施行に伴い、昭和音楽大学大学院研究倫理委員会規程は廃止する。